

平成27年度 第1回小樽市総合教育会議 議事録

開催日時：平成28年3月24日（木）16時30分～17時30分

開催場所：小樽市役所別館3階第2委員会室

出席者：

(構成員) 小樽市 市長 森井秀明
小樽市教育委員会 教育長 林秀樹
委員 末永通
委員 笹谷純代
委員 小澤倭文夫
委員 荒田純司

(関係職員) 小樽市副市長 上林 猛

(事務局等) 小樽市 小樽市教育委員会
総務部長 小鷹孝一 教育部長 迫 俊哉
企画政策室長 日栄 聡 教育部次長 吉岡宏幸
企画政策室主幹 安部俊克 教育総務課長 飯田修二
総務課総務係長 長谷川達史 教育総務課総務係長 成田和陽

※ 傍聴者数 4名（うち2名は途中退席）

次第：

- 1 開会
- 2 出席者紹介
- 3 市長挨拶
- 4 教育長挨拶
- 5 議題 (1) 小樽市総合教育会議の運営に関する要領(案)
及び小樽市総合教育会議傍聴要領(案)について
(2) 小樽市教育大綱について
- 6 その他
- 7 閉会

配布資料：資料1 総合教育会議の概要

資料2-1 小樽市総合教育会議の運営に関する要綱(案)

資料2-2 小樽市総合教育会議傍聴要領(案)

資料3 小樽市教育大綱について

参考資料1 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(抜粋)

参考資料2 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について(通知)」(平成26年7月17日26文科初第490号文部科学省初等中等教育局長)

会議内容：

総務部長： それでは皆様おそろいでございますので、ただ今から平成27年度第1回小樽市総合教育会議を開会いたします。議題に入るまでの間、進行を務めさせていただきます小樽市総務部長の小鷹と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。

はじめに、会議の出席者の皆様を御紹介いたします。

＜ 出席者を紹介 ＞

それでは、市長から挨拶をお願いいたします。

市長： 市長の森井でございます。本日はお忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。日ごろより皆様には市政各般にわたりまして、特に、教育行政においてお力添えをいただいておりますことにこの場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。本日、第1回目の総合教育会議を開催する運びとなりました。これからの小樽の教育行政の方向性などを協議し、教育委員会と行政が連携を行っていく大変重要な位置づけの会議であると思っております。私は、この街は子どもたちが成長していくのに非常に良い環境であると思っております。自然や歴史・文化はもとより、職人や大学などの伝統技術や知的財産、さらには、海外からも多くの人たちが訪れ、国際感覚にも触れることができる非常に素晴らしい素材であふれた街だと考えております。学力や体力の向上はもちろんですが、この街の素材を教育の中でいかし、子どもたちがこの街で育って良かったと、また、この学校に通って良かったと言っただけの教育環境へと結び付けていくことが、他市とは違う魅力向上となっていくのではないかなと期待をしているところでございます。教育行政執行方針の中でも掲げられております「まちづくりは人づくり」、この考えをしっかりと踏まえ、子どもたちのために様々なことが具現化できるよう行政としても努力をしまいたいと思っておりますので、今後におきましても皆様の御協力、お力添えを重ねてお願い申し上げます。簡単ですが御挨拶とさせていただきます。どうぞ本日はよろしくお願い申し上げます。

総務部長： 続きまして、教育委員会の林教育長から御挨拶をお願いいたします。

教育長： 教育委員会を代表いたしまして一言御挨拶をさせていただきます。森井市長におかれましては、日ごろから本市の教育の振興に深い御理解と御配慮をいただき厚く御礼を申し上げます。今回の教育委員会制度の改革に伴いまして、この総合教育会議が開催される運びとなりました。市長と私ども教育委員会とはこれまでも懇談会という形で意見交換をさせていただいてきたところでございますけれども、これからは、この会議の場において具体的な協議や調整を重ね、両者がより緊密に連携しながら小樽の教育行政を推進していくことができ

るものと受け止めてございます。この会議を通じましてこれからの小樽の学校教育、生涯学習、こういった分野の一層の充実につながるように私どもも考えておりますし、今後もどうか御理解をいただきながら意見交換をさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

総務部長：ありがとうございます。それでは、議題に入ります前に、この総合教育会議の概要につきまして事務局から説明をさせていただきます。

企画政策室長：事務局の総務部企画政策室長の日栄でございます。よろしくお願ひいたします。まず資料の確認をお願いいたします。お手元には第1回総合教育会議の次第と座席表のほか、資料1としまして「総合教育会議の概要」、資料2-1としまして「小樽市総合教育会議の運営に関する要綱(案)」、資料2-2としまして「小樽市総合教育会議傍聴要領(案)」、資料3としまして「小樽市教育大綱について」、参考資料1としまして「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)」、参考資料2としまして「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」という表題の文部科学省通知、以上6種類の資料をお配りしております。それでは、この総合教育会議の概要につきまして、既に御承知のこととは存じますが、改めまして資料1で御説明させていただきます。

「1 設置の根拠・目的・位置付け等」の「(1)根拠」につきましては、平成27年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、各地方公共団体で市長が設置することとなったものです。参考資料1に改正により追加された法律文を抜粋して掲載しておりますが、この設置につきましては、第1条の4第1項本文に規定されております。次に「(2)目的」についてですが、市長と教育長が公の場で直接対話をする機会を設けることで両者が十分な意思疎通を図り、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的としております。このことは参考資料2（文部科学省通知）の10ページの上の方「2 留意事項」の部分に記載されております。続きまして「(3)位置付け等」についてですが、「①」は、この会議におきましては何か重要な施策等を決定する場ではなく、市長と教育委員会の協議・調整を行う場ですという趣旨でありまして、協議と調整のそれぞれの意味につきましても「※印」に記載しておりますが、これらにつきましても参考資料2の文部科学省通知に記載されているところでございます。そのほか「②構成員」と「③会議の招集」につきましては、参考資料1の法律文の抜粋のとおり、それぞれ第1条の4第2項から第4項に規定されております。

次に「2 協議・調整すべき事項」を御覧ください。ここでは、この会議で協議・調整を行う内容について、法で定められた内容について記載しております。「①」では『教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める大綱の策定』に関しまして協議を行うこととなっております。この大綱の策定につきまして

は、後ほど議題として詳しく御説明いたします。続きまして、「②」では『教育を行うための諸条件の整備、その他地域の実情に応じた教育などの振興を図るため、重点的に講ずべき施策』について協議・調整を行うことが想定されております。この施策の具体例が文科省通知にも示されており、資料1の破線で囲っている部分はその内容を抜粋したものです。次に、2ページ目裏面の「③」ですが、協議・調整すべき事項の3つ目としましては、いじめや事故、災害などで児童生徒等の命や身体に被害が生じた場合、又は、まさに被害が生じると見込まれる場合などに講ずべき措置につきましても協議・調整を行うこととなっております。ここで想定される具体例につきましても、文科省通知の該当箇所について破線で囲って記載しております。なお、この下の「※印」の「協議すべきでない事項」につきましても、『教科書採択や個別の教職員人事等、政治的中立性の要請が高い事項』に関してや、『日常の学校運営に関する些細な事項』などは、協議の対象とすべきでない事項として文科省通知に示されているところがございます。

続きまして「3 協議・調整した結果の尊重義務」についてですが、「①」では総合教育会議において市長と教育委員会が合意した事項、調整がついた事項は、お互いに尊重しなければならないこと、「②」では調整がつかなかった事項の執行については、法に定められたそれぞれの所管事務の執行権限に基づき、市長、教育委員会のそれぞれが判断するものとされております。

次に「4」ですが、会議の原則公開と議事録の作成・公表に努めることが法律上規定されております。「※印」の会議や議事録を『非公開』とする場合の例としては、「個人情報等の保護が必要な場合」や「次年度予算に関する意思決定前の情報」などが文科省通知で示されております。

この資料の最後の「5 その他」ですが、会議では必要に応じ学識経験者等の意見聴取が可能であること、会議の運営に関し必要な事項は会議で定めることとされております。この会議の運営に関する事項につきましては、資料2-1の「総合教育会議の運営に関する要綱（案）」と資料2-2の「傍聴要領（案）」ということで本日の議題としておりますので、この後、改めて御説明させていただきます。

以上が総合教育会議の概要でございます。本日は初めての会議ということもあり事務局からの説明事項が多くなりますが、あらかじめ御了承ください。よろしくお願いいたします。

総務部長：ただ今の説明に関しまして、御質問等がございますでしょうか。

（特になしの声）それでは続きまして議題に入りますが、これ以降の進行につきましては市長にお願いしたいと思います。市長、よろしくお願いいたします。

市長：それでは、総合教育会議の進行を務めさせていただきます。早速、議題の（1）について事務局から説明をお願いします。

企画政策室主幹：それでは、議題の（１）の、まず「小樽市総合教育会議の運営に関する要綱（案）」につきまして私の方から御説明させていただきます。

資料２-１を御覧ください。先ほどの説明にもありましたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の４第９項の規定に基づきまして、総合教育会議の運営に関し必要な事項はこの会議で定めることとされておりますことから、こちらの要綱（案）を用意いたしました。総合教育会議の設置と運営に関しましては、先ほども説明がありましたが、参考資料１の法律の抜粋を御覧いただきますと、第１条の４の第１項から第８項までの各規定で基本的な大枠の事項が定められておりますので、本市の要綱（案）では、運営に関するより具体的な事項を規定しております。第２条の「招集」の条項では、招集の手続について定めております。第３条の「会議」の条項では、会議の進行と法律で定められた構成員（市長と教育委員会）以外の出席を可能とする旨を確認的に規定しています。第４条の「議題」の条項では、法律で定められた会議での協議・調整事項を議題とすることについて確認的に規定しています。第５条の「関係者等の出席」の条項では、法律で定められている関係者等からの意見聴取の際に会議への出席を求めることができる旨を規定しています。第６条の「傍聴」の条項では、法律では会議は原則公開することとなっておりますが、公開し、傍聴を可能とする場合の決まりごとを別に定めることとしており、別に「傍聴要領（案）」として用意しております。これは、この要綱についての説明の後に説明いたします。第７条の「議事録」の条項では、会議の都度、議事録を作成し原則公表することを定めておりますが、ただし書で、法律に規定する「会議を非公開とする場合」（個人情報等の保護が必要な場合など）には公表しないことができる旨を規定しております。第８条では「事務局」について、第９条では「その他」としまして、会議の運営に関して、法律やこの要綱以外で定める必要が生じた場合にはこの会議で決定する旨を規定しています。「小樽市総合教育会議の運営に関する要綱（案）」についての説明は以上です。

続きまして資料２-２を御覧ください。「小樽市総合教育会議傍聴要領（案）」につきましては各条項の説明は省略させていただきますが、ただ今御説明いたしました「会議の運営に関する要綱」の第６条の規定に基づきまして、会議の傍聴の手続や遵守事項・禁止事項、違反に対する措置などについて、『小樽市教育委員会傍聴人規則』などを参考にしながら今回お示しさせていただきました。

以上が議題の一つ目の「総合教育会議の運営に関する要綱（案）」と「傍聴要領（案）」についての説明でございます。よろしく御協議をお願いいたします。

市長：ただ今事務局から御説明いただきました要綱と要領の案につきまして協議を行っていただきたいと思っております。本要綱・要領案に基づき以降の総合教育会議を運営するということがありますが、何か御質問や御意見がございましたら、よろしくをお願いいたします。

末永委員：例えばこの第2条第2項、緊急性のある要件に関しては市長と教育長のみの会議が開催されるが、他の委員がその結果について知るのはいつになるのか。議事録を待つということになるのか、月1回の（教育委員会の）定例会議、又は臨時会議でということになるのか、具体的な事案になってみないと分からないかもしれませんが、いかがでしょうか。

企画政策室主幹：総合教育会議に教育長のみ出席した場合であっても、そこで協議・調整できる事項というものは、あらかじめ教育委員会で調整等が図られた事項が市長と教育長のみで開催した場合に決定できる、調整できる事項になっておりますので、まず、あらかじめ教育委員会では、緊急に招集するけれども、こういう案件でこういう方向でということは事前に教育委員会の中で調整されるものと考えております。又は、そういった暇がないような場合で急ぎょ開いた場合でも、定例の教育委員会が直近であればその場でということにもなりますでしょうし、終わったばかりだということであれば速やかに皆さんにその内容等はお伝えすべきと考えております。

市長：基本的には、緊急の場合であっても情報の共有は教育委員会全体で行うということであるのでしょうか。

企画政策室主幹：はい。できるだけ速やかに教育委員会に対して報告していくという形になると思います。

市長：末永委員はそれを、この要綱に何かしら文面として載せるべきかどうかということまで含めてお聞きになられているのかなと思ったんですが。

末永委員：例えば内規として、持ち回りで文書を回していただくことでも良いのかなと思います。要綱に文言で規定する必要まではないと思うんですが、例えばいじめ事案などのような特別な事案があつて、緊急を要する場合で、市長と教育長が方針を決定するというところではないかと思います。それが新聞で初めて聞くようなことにならないように、御配慮をお願いしたいと思います。

市長：それでは、要綱そのものの文言を変えるということよりも、この状況から鑑みて、今のようないかなった場合には速やかに共有・伝達できる環境を作ってほしいということだと思います。

企画政策室長：よろしいでしょうか。参考資料2の10ページを御覧ください。2の留意事項

の(1)④緊急の場合にというところがございまして、ここに教育長のみが出席する場合が書いてございますが、一応ここで教育長に一任しているんですけども、そこで決められないようなことについては一旦態度を保留していただきまして、持ち帰って再度検討した上で改めて長と協議・調整を行うということも書いてございますので、その辺もお含み置きお願いします。

市長：ほかに御意見等がなければ、本要綱及び要領案に基づきましてこれ以降の総合教育会議を運営していくことでよろしいでしょうか。

< 一同異議なし >

市長：それでは、これ以降の会議につきましては本要綱等に基づき運営していくことといたします。続きまして、議題の「(2)小樽市教育大綱」について協議をさせていただきます。事務局から説明願います。

企画政策室主幹：小樽市総合教育大綱につきまして、資料3に沿って御説明いたします。

「1 大綱の策定について」では、教育大綱の定義、大綱とはどのようなものかにつきまして、参考資料2として配布しております法改正についての文部科学省通知に基づき説明しております。まず、基本的な定義としまして、「大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標（目指すべき姿）や施策の根本となる方針を定めるもの」とされております。これにつきましては、参考資料2の7ページを御覧いただきたいのですが、その中ほどより少し上の方に「(1)大綱の定義」の「①」にこのことが記載されております。次に、資料3にお戻りいただきまして、「なお書き」部分ですが、「教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画や『その他の計画』を既に定めており、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると考えられる場合で、総合教育会議において、当該計画の該当部分をもって大綱に代えることと判断した場合には、新たな大綱を策定する必要はない」とされております。これにつきましても、参考資料2の8ページの下段を御覧いただきたいのですが、「(3)地方教育振興基本計画その他の計画との関係」の「①」にこのことが記載されております。

また、資料3にお戻りいただきまして、次に、このような法律上の考え方を踏まえまして「2」の「本市の大綱策定についての考え方」ということで、事務局の案を整理しております。まず「(1)本市における教育行政関連計画の策定状況」についてですが、「①」では、本市の教育行政に関する個別計画としまして、既に「小樽市学校教育推進計画」と「小樽市社会教育推進計画」が定められており、これらはいずれも市政における最も上位の計画であり

ます「第6次小樽市総合計画」との整合性に留意し策定しております。「②」では、この「総合計画」では、その基本計画を構成する『まちづくり5つのテーマ』の一つに、目指すべき姿を『心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち』として、教育行政全般に関係する目標や施策の根本となる方針が示されております。具体的には、この資料3の2ページ目以降にその総合計画の該当部分を抜粋して掲載しております。「(1)目指すべき姿」、それから「(2)展開方針（施策）」としまして、その項目の一つ目に「学校教育」、3ページ目に二つ目の「社会教育」、4ページ目に三つ目の「文化・芸術」、5ページ目に四つ目の「スポーツ・レクリエーション」、同じく5ページ目から6ページにかけて「青少年」として定められており、それぞれの施策項目ごとに「現状と課題」の整理、それから「施策内容」として取組の目標や方針が示されているという形になっております。

資料の1ページ目に戻りまして「(2)本市の教育大綱について」ですが、事務局案の結論から申し上げますと、本市においては新たな「大綱」は策定せず、第6次小樽市総合計画基本計画の、ただ今御覧いただいた『心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち』の部分をもって教育大綱に代えることを提案したいと考えております。

その理由といたしましては、この(2)の中で①から③として記載しておりますが、先ほど御説明させていただきました本市における教育行政関連計画の策定状況、それから、文部科学省通知において既存の教育行政関連計画の該当部分を「大綱」と位置づけることができるとされていることに鑑みての提案でございます。

なお、資料の一番下の「(3)大綱の対象期間」についてですが、総合計画の該当部分をもって大綱に代えるとした場合には、総合計画自体の計画期間が平成30年度までとなっておりますので、大綱の対象期間もこれに併せて平成30年度までとするということでございます。

小樽市教育大綱についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

市長：ただ今、事務局から「教育大綱」についての考え方の説明がありましたが、御協議いただく前に、私の方からいくつか、事務局に確認させていただきたいと思っております。

まず、現行の「第6次小樽市総合計画」の該当部分をもって「大綱」に代えることについて、教育部との事前の話し合い、調整はついているのかどうかということです。

それから二つ目ですが、今回の事務局案のように、既存の総合計画や教育振興基本計画の該当部分をもって「大綱」に代えた市町村は他にどれくらいの数があるのかということです。

そしてもう一点は、現行の総合計画が平成30年度で計画期間が終了しますので、これから平成31年度からの新しい総合計画の策定に向けて動き出すと思いますが、これ以降の教育大綱についてはやはり同様に、新しい総合計画の該当部分をもって代えるという形になるのかどうか、この3点について確認したいと思っております。

企画政策室主幹：まず1点目の、教育大綱に関する事務局案について事前に教育部としっかり

協議・調整したのかということについてですが、市長部局と教育委員会との事務レベルでの協議・検討を経まして、それぞれの部局内で意思確認を行っていただきまして、互いに調整してきた内容であります。また、市役所の全庁的な部長級の会議におきましても、この大綱の考え方につきましては既に確認いただいております。

2点目の、総合計画などの該当部分をもって大綱に代えた市町村の数についてですが、文部科学省が昨年12月1日現在で全国の都道府県・市町村に行った調査結果によりますと、全国1,718市町村のうち大綱策定済みの市町村は934、割合にして54.4%でありまして、さらに策定済みの市町村のうち、既存の計画等をもって充てた市町村が515、割合にして55.1%となっております。策定済みの市町村の半数以上が事務局案と同様の取扱いをしているという状況でございます。

3点目の、平成31年度以降の教育大綱の考え方につきましては、市長がおっしゃるとおり今後4月から新しい総合計画の策定に向けた動きがでてきます。その動きの中で、色々な段階で、策定の基本方針ですとか素案ですとかが示されてくると思いますので、そうしたのも順次総合教育会議の中で提示させていただきながら、同じように総合計画の該当部分をもって代えることでよいのか、又は、改めて別個の大綱を策定した方がよいのかについて、並行してこの会議の中で御協議いただきたいというふうに考えております。

市長：わかりました。教育大綱だけでなく、新しい総合計画の策定に関しても、この会議の場面を活用させていただいて議論を尽くすことができればと思っておりますので、併せてお伝えさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは改めまして、教育大綱についての事務局案に関しまして協議を行ってまいりたいと思っております。皆様から何か御質問や御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。

小澤委員：総合計画の該当部分をもって教育大綱に代えることに賛成いたします。と申しますのは、10年の長期にわたる計画の中で、市の施策全体の中で教育に係る取組内容が計画されておりますことから、それを改めて大綱として位置づけ、総合計画の中において更にそれに光を当てて教育の充実を図っていただけるという主旨と感じましたので、先ほども言いましたように賛成です。

末永委員：私も基本的に賛成です。第6次の総合計画ということで、かなり幅をもった間隔で先人たちが作ってくださったルールです。それを10年たったからコロッと変えましょうという話にはならない。やはり、過去の総合計画を尊重する形で、改編するにしても、時代の要請などで出てくる問題を付け加えるような形で。見る限り、今現在、28年度に向けても意見が異なるような内容ではないと。基本的には大綱が30年度までとなっても、31年度

からも同じ内容で大綱があっても私自身はおかしくはないと思っております。

笹谷委員：私も賛成の意見です。31年度以降の部分についてもこの会議の中でという話もありましたので、末永委員もおっしゃったように、大きく変えなければいけない事項も見当たりませんので、これを大綱に代えるということで賛成です。

荒田委員：私も他の委員の方々と同様、賛成をさせていただきます。先人が作ってきたものですし、期間が替わるごとに新たな問題についても考えながら付け加えていくことができると思いますし、今これを読んでも状況に合致していないとは思えませんので、この通り進めて良いのではないかと感じておりますので賛成です。

教育長：私も賛成なのですが、ここに書かれていることはしっかり取り組んでいかなければならない事項ばかりです。ですから、ここに示した以上、これを確実に推進していくということが我々に課された宿題なのかなと思いますので、是非、市長にも御支援いただきながらこの計画の達成に向けて努力をしていきたいと思っておりますので御協力をお願いいたします。

市長：では、こちらにいる委員の皆様の満場一致ということで、本市の教育大綱につきましては、第6次小樽市総合計画に定めております『心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち』の部分をもって代えることと決定させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

< 一同異議なし >

では、そのように決定させていただきます。

これで、本日予定していました議題につきましては全て終了いたしました。続きまして、「その他」としまして事務局から説明をお願いします。

企画政策室主幹：次回以降の総合教育会議の開催につきまして、意見交換をいただければと考えております。事務局といたしましては、毎年度、予算編成作業が本格化する前の9月又は10月に、少なくとも1回は定例として開催いたしまして、教育関連施策に関する当年度事業の進捗状況や、次年度の重点施策や予算案などを御協議いただければと考えております。また、この会議の招集につきましては、基本的には市長が招集することとされておりますが、参考資料1の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の抜粋を改めて御覧いただきたいのですが、総合教育会議の条項、第1条の4第4項に「教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。」とございます。教育委員

会の皆様からも、随時、会議の招集の要請が可能でありますので、そのような案件が生じた場合には、あらかじめ教育部とで協議内容等を調整しながら進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

次回の会議の開催等について、御協議いただければと考えております。よろしくお願いいたします。

市長：ただ今事務局から、今後の会議の開催につきまして、予算編成前の9月又は10月に少なくとも1回は定例で開催すること、それから、教育委員会の皆様からも必要に応じ、随時、会議の招集を求めることができることの説明がありました。これらの会議の開催時期や協議内容などにつきまして、皆様から御意見等があればお願い申し上げます。

末永委員：予算の検討資料を用意することを考えると、事務局の9月、10月辺りが妥当かなと思います。毎月開催するような会合ではないと思いますけれども、教育委員の皆様方から市長に要請するような事案が持ち上がりましたら、調整いただきたい。一つ例を挙げますと、平成7年までインフルエンザワクチンの予防接種は国の公費負担がありました。学級閉鎖した場合には、学業の補填をするのが非常に大変な状態です。今、65歳以上の市民には市の補助によりワクチン接種が受けられるが、小中学生だけでも同様に受けられれば流行がない状態を作れるのではないかと、そうなれば実施する意味がある。今年データが出て積算した上で、どの程度の費用がかかるのかなどを踏まえながら、そういう提案もできるのかなと。子どもさんたちの医療費を無料化にするということも重要ですが、ターゲットを絞って進めることも皆さんに受け入れられやすいのではないかなと。そういうことで、会議の開催時期は、予算編成の前に開催してはどうか、また、臨時の事案に関しては、そういう問題が発生したときに、毎月ではなく、例えば春夏秋冬ごとに事案をまとめて開催するのが妥当ではないかと思っております。

市長：開催時期は、9月、10月がよろしいのではないかとということだと思っておりますが、その前に教育委員が望む情報などを行政側から提供できないかということも含めてのお話かなと受け止めたところでございます。具体的なデータや情報が事前に教育委員の皆さんに前もって入っていると、予算など具体的な提案に結びつくのではないかと受け止めたものですから、開催時期はもちろんです。情報提供を求められた時にお渡しするタイミングや内容など、行政側としてしっかり配慮していかなければならないのかな、と感じたところです。

いずれにしても、開催時期は9月、10月、それとともに必要な時に招集を、という御意見でよろしいでしょうか。他にいかがですか。協議事項なども含めて御提案があればと思っております。

小澤委員：今後の進め方の具体的な私のイメージをお話させていただきます。学校教育に限っ

て言いますと、現状をお話しながら、来年度に向けてこうして欲しいということになるかと思しますので、現状をお話します。

市内の小中学校の多くが公開研究会や実践発表会を行っており、このことは小樽の教育の充実を図るには唯一、絶対の方法だと思っています。それは自分の学校の教育活動について評価し、成果と課題を公表して、参加された先生方と共有することで改善が進められ、小樽市の教育の充実が図られると考えるからです。実際に課題はありますが、解決に向けて、確かな歩みが見られると感じています。

その一つとして、27年度に、実物投影機と大型液晶テレビが配置されたことがあります。このことは、非常によかったと思っております。今年の学力学習状況調査の結果で課題があるとされたことの一つに「分度器のメモリを読み、180°より大きい角度の大きさを求める」ことがありましたが、実物投影機があればその改善が進むと、私は考えておりました。ちょうど2月に、実物投影機を利用した授業の公開研究会がありまして、その学校では分度器のメモリを読む指導に、実物投影機を非常にうまく利用していました。それから、実物投影機を子どもたちが実際に使うことで、子どもの言語能力やコミュニケーション能力を高めたいと、その学校では考えました。そのためには専用の台が必要ですが予算が足りず、先生方皆で自作していました。これは「チーム学校」の一つの姿であると感じるとともに、とても良い時期に実物投影機が導入されたと思います。例えば、このような実績がありますので、28年度は小学校1～3年生のクラスにも導入してはどうか、というような話も一つの議題になるようなイメージを持っていますが、よろしいでしょうか。

市長：大変良いお話を聞かせていただきました。もちろん、教育部からも予算などに関してのお話を聞かせていただきますが、教育委員の方々からお話を受けるというのが、又は現場の教員のお話を聞けるというのは、重要なことだと思っています。今後、教育と行政の連携という意味においても、行政側の関係部局職員の出席など、その都度教育委員会とも調整しながら進めていけないか、ということをお話を聞いて感じたところでございます。

笹谷委員：平成27年度に家庭教育支援が立ち上がりましたが、いざ動いて見ますと、教育委員会だけではなく、保健所であったり、福祉であったり、色々な方と連携しなければ進まないということがありましたので、この総合教育会議をきっかけにして色々な事が進むと良いなと思いました。開催時期についても予算編成前に市長と協議する機会を設けるということで、これは少なくとも定例ということで期待しております。

荒田委員：委員となり半年がたちますが、PTAをやってはじめて、学校の取組がよく見えてきました。こういうことに参加するのが大事なんだなと思いました。もう一つは、学力向上がもちろん一番ではありますが、子どもたちの郷土愛や人間力を育てる体験も大事ではない

かということで活動に参加してきました。私だけでなく、他の多くの親たちもよく分かっているのではないかと、参加することは大事だなと、とても感じています。子どもの教育がもちろん大事ですが、子どもを育てる親の教育、親が背中を見せることが、家庭学習の面においても、必要ではないかと感じています。今年は潮まつりも50回を迎えますが、毎年「ねりこみ」に参加する学校も増えてきています。やはり、親の意識も子どもと一緒に参加することで変わっていくのではと思っています。ぜひ、50回の節目ということでもありますので、写真展を行うための予算もありますが、様々な場面で御協力いただきたいということもありますし、多くの子どもたち、全校が参加できるようになればと思います。

教育長：これらの意見は、教育委員の皆さん方の思いの一部だと思います。やはり、このまちに対する思い、子どもたちに対する思いを市長にも聞いていただき、それを実現するプランニングを教育でも行っていきたいと考えています。そういった意味で、実現するための予算の時期が一番大切な時期だと思いますので、方向性を決める段階で市長にも聞いていただきたいというのが、教育委員の皆さんの共通認識かなと思っています。それから、先ほど、笹谷委員から話がありました「連携」についてです。本市の高齢化と少子化が合わさった人口減少といった問題とグローバル化が非常に進んでいるということで、教育現場においても学校統廃合などの課題となっています。このようなときに、教育委員会だけで施策を展開していくことには限界があります。これから実施していこうとしている家庭教育についてもそうですし、学力学習状況調査でのレベルの底上げも図っていかなくてはならない。そうした対策を行っていくには、福祉部局などにも御協力いただかなくてはならない。潮まつりの話が出ましたけれども、町会ですとか地域の皆様方にも御協力いただかなくてはならない。そういう中で市長部局との連携が非常に大切であると思っています。今年は、日本遺産の登録に向けて動きださなければならない、教育委員会は窓口となるわけですがけれども、まちづくりとの関係などでは色々とタイアップ、御協力いただくことが必要であると思っています。それから、幼稚園、保育所の時代からの子どもの読書活動や特別支援教育など、子どもが生まれてから中学校までの切れ目のない教育対策ということも大事であります。予算とは別になるのかもしれませんが、そういうことも議論できる場となればとよいと思っております、こうした視点で協議させていただければと思っています。そうした場面で、例えば連携が上手くいかないとか、行き詰まったときに、こちらの方から会議を開いていただくなど、場合によってはそういうことが出てくるのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

市長：初回の会議ですが、たくさんの宿題をいただいた気持ちになりましたけれども、少しでもお力になればと思っていますところでございます。

私も色々とお話したいところですが、私よりも副市長、いかがですか？

副市長:私もかねがね、教育行政と市政が一緒にまちづくりに参画することは大事であると思っていて、早く新制度に移行したいというのが、このような形で実現したことは喜ばしいことでもあります。教育委員会、とりわけ学校をもっと市政の一部として考えて、市政に生かしていく方策を今まで考えてこなかったことがおかしいことで、ぜひこういう場を活用しながら、また、市政への理解、協力をいただきながら、市政運営に反映できれば大変ありがたいと思っておりますので、今後とも、これまで以上に御協力のほどお願いいたします。

市長:ありがとうございます。行政の様々な取組が教育を支えていく、その中身にも関わっていくというのが非常に重要なのかなと感じております。

本日皆様からいただいた思いを一つでも反映できるように取り組んでまいりたいと思うとともに、学校の子どもたちはもちろんのこと、先生も含めて、逆に市政運営に携わっていただいたり、まちづくりに参加していただければと思います。いずれにしましても、お互いにプラスになるような会議の場であって欲しいと思っております。

今いただいたお話の中で、定例としては今年の9月か10月ということになると思いますが、その会議がより良いものになっていくためにも、前段で、本日いただいた話はもちろんですが、事前に必要な情報などについては、教育委員会の事務局を通じ、行政側にお伝えいただきたいと思っておりますし、会議の場以外でも様々な提案をしていただいて連携して取り組んでいきたいと考えております。会議はもちろんですけれども、日ごろより色々な連携ができればと思っておりますので、御協力をいただければと思っておりますのでよろしくお願いたします。

それでは、他に事務局から何かあればお願いします。

企画政策室主幹:特にございません。

市長:それでは、大変熱い議論をいただき、私としては大変うれしく思っております。

第1回小樽市総合教育会議はこれをもって終了いたします。今後とも、どうぞよろしくお願いたします。本日はありがとうございました。